

早急の具体化が可能と考えられる制度・ルール

平成30年 12月5日

国土交通省 航空局

早急の具体化が可能と考えられる制度・ルール

- 前回までの議論を通じ、現段階でも制度・ルール化に向けてある程度の素地があるものについては、早急な具体化が可能であるか精査をすべきとしたところ。
- 無人航空機の普及が著しいことや、目視外(補助者無し)飛行の本格化を迎えている段階にあることから、事故の防止・抑制をあらかじめ強化しておく事が必要。
- そのため、まずは技術開発の進展を待たずに取り組むことができる項目であれば早急な具体化が可能と判断し、以下の通り整理を行った。

項目	内容
衝突予防の義務化	航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、 <u>無人航空機を飛行させる者に対して、飛行状況に応じ、適時適切な方法で飛行させることを義務付けることとする。</u>
飛行前点検の義務化	<u>無人航空機を飛行させる者に対して、機体の点検や気象状況の確認など飛行に必要な準備が整っていることを飛行前に確認することを義務付けることとする。</u>
他人に迷惑を及ぼすような飛行の禁止	<u>無人航空機を飛行させる者に対して、不必要に騒音を発する飛行や急降下させる飛行など他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させることを禁止する。</u>
飲酒時の飛行の禁止	<u>無人航空機を飛行させる者に対して、飲酒時など正常な飛行ができないおそれがある間の飛行を禁止する。</u>
報告徴収・立入検査	<u>事故が発生した場合などに、国土交通大臣が無人航空機を飛行させる者に対してその飛行について報告等を求めることができることとする。</u>
空港周辺の飛行禁止空域の拡大	航空機の航行の安全を確保するため、 <u>空港周辺の飛行禁止空域を拡大することとする。</u>